

# 居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

## 1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 【0422-27-6671】 月～金曜日 午前9:00～午後6:00

担当 介護支援専門員

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2 アクセスポイント吉祥寺ケアプランの概要

### (1) 居宅介護支援事業所の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	アクセス ポイント 吉祥寺 ケアプラン
所在地	東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目32番2号1F
電話番号	0422-27-6671
管理者	大垣 和子
介護保険事業所番号	1373300977
サービス提供地域	武蔵野市・三鷹市・杉並区・練馬区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

### (2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計
管理者（兼務）	1名	名	1名
介護支援専門員	3名	名	3名

### (3) 営業時間

月～金（祝日含む）	午前9時～午後6時
土・日・12月29日～1月3日	休業日

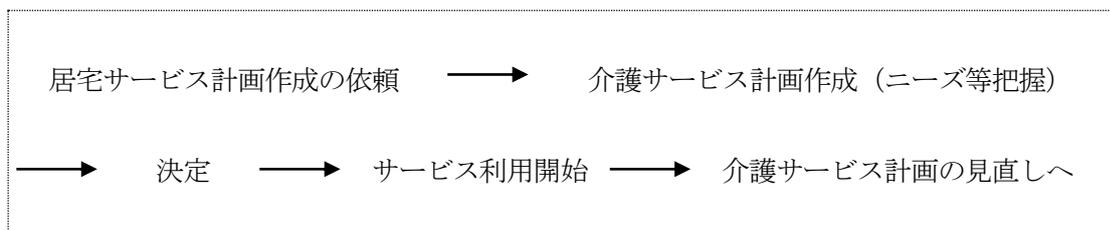
## 24時間連絡体制について

24時間常時、担当者に連絡を取ることができ、営業時間外でも必要に応じてご相談に応じます。営業時間外の場合には、下記の緊急電話番号にご連絡していただければ、受付窓口から担当者におつなぎします。

※緊急電話番号 090-8023-1122

※時間外で緊急でない場合には、留守番電話にご伝言お願いします。

### 3 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容



### 4 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当社社員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに口頭または文書で通知するとともに、その地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報をお客さまに提供します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所等した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当（自立）または要支援と認定された場合。ただし再度、要介護と認定され、お客様が当事業所の居宅介護支援サービスのご利用を希望し、また、当事業所がサービス提供可能な場合には、再度サービスをご提供いたします。
- ・ お客様が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失された時

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様やご家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員等に対して、背信行為またはハラスメント行為を行い、それにより本契約を継続することが困難となった場合、文書で通知することにより、事前の予告期間を設けてまたは直ちに、サービスを終了させていただく場合があります。

※ハラスメント行為とは、妥当性を欠く要求をされた場合や、要求を実現しうるための手段・様態が社会通念上相当な言動（例えば身体的攻撃、暴力的な言動、

威圧的、差別的、性的、執拗な言動、長時間の拘束、謝罪の強要等)があった場合を指します。

## 5 利用料金

### (1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、利用料として下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、住所地の区市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

<p>居宅介護支援の単位評価は1単位の単価に係る地域差（訪問介護等と同様）を導入され、基本利用料金は、</p> <p>要介護 <b>1・2</b> の方は <b>12,000円/月</b></p> <p>要介護 <b>3～5</b> の方は <b>15,591円/月</b>となります。</p> <p>看取り期において、介護保険のサービス利用に至らなかった場合でも、基準を満たした時は、報酬を算定させていただく場合があります。</p> <p>※ 事業所全体の件数を介護支援専門員の常勤換算の人数で割った場合、1人の担当件数が40件未満の場合</p> <p>以下は、条件により加算となります。</p>		
初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分が2段階以上の変更になった場合	3,315円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院する利用者について、当該病院又は診療所に入院したその日のうちに利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,762円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院する利用者について、当該病院又は診療所に、入院した日の翌々日までに利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,210円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、その居宅に置いて居宅サービス等を利用する場合に、医療機関や福祉介護施設等の職員と面談を行い、利用者の情報を得て、居宅サービス計画を作成し、調整を行った場合。 (医療機関等におけるカンファレンスに参加しない場合)	4,972円 (連携1回) 6,630円 (連携2回)
	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、その居宅に置いて居宅サービス等を利用する場合に、医療機関や福祉介護施設等の職員と面談を行い、利用者の情報を得て、居宅サービス計画を作成し、調整を行った場合。 (医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合)	6,630円 (連携1回)
		8,287円 (連携2回) 9,945円 (連携3回)

通院時情報 連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に心身状況や生活環境等の情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービスに記録した場合	5 5 2 円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院・診療所の求めにより、医師や看護師と利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、居宅サービスや地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	2, 2 1 0 円
特定事業所加算 (I)	特定事業所加算における基準 (1) ~ (13) に適合	5, 7 3 4 円
特定事業所加算 (II)	特定事業所加算における基準 (2) (3) (4) 及び (6) ~ (13) に適合 (2)については常勤専従の介護支援専門員を3名以上)	4, 6 5 2 円
特定事業所加算 (III)	特定事業所加算における基準 (3) (4) 及び (6) ~ (13) に適合 (2)については常勤専従の介護支援専門員を2名以上)	3, 5 6 9 円
特定事業所加算 (A)	特定事業所加算における基準 (3) (4) 及び (6) ~ (13) に適合 (2)については常勤専従1名以上、非常勤(兼務可)1名以上 ※ (4) (6) (11) (12) は他事業所との連携可	1, 2 5 9 円
特定事業所医療 介護連携加算	特定事業所加算 (I) ~ (III) のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメントを年5回以上算定	1, 3 8 1 円
ターミナルケア マネジメント 加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、通常よりも頻回な訪問により、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4, 4 2 0 円

#### 特定事業所加算における基準項目

(4) 常勤専従の主任介護支援専門員の配置 (2)常勤専従の介護支援専門員の配置 (3)会議の開催  
(4) 24時間連絡体制の確保 (5)重度者要件 (6)研修の実施 (7)支援困難事例への対応 (8) 高齢者以外の対象者への支援に関する知識等の事例検討、研修参加 (9)特定事業所集中減算 (10)介護支援専門員1人あたりの取扱件数 (11)介護支援専門員実務者研修における実習受入体制 (12)他法人と共同で事例検討会、研修会を実施 (13)必要に応じ、多様な主体サービスが提供する包括的な提供計画の作成

#### (2) 交通費

前記2の(1) サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額となります。

事業所から、通常の事業の実施地域を越え1km毎に40円

### (3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階	要介護1・2の方	12,000円
途中で解約した場合	要介護3～5の方	15,591円

※ 解約料は介護保険対象外になりますので、全額自己負担になります。

## 6 秘密保持

事業所の介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族に関する個人情報を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、援助を円滑かつ適正に行うため、サービス担当者会議や社内外の他のサービスとの連携等において必要とされる範囲内に限って、お客様及びその家族の同意を得たうえで、情報の提供を行うことがあります。

## 7 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の目標

当事業所は、指定居宅介護支援の運営に関する基準に定める内容を遵守したうえで、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的とします。

### (2) 運営の方針

当事業所は、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が可能な限りその在宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場に立って援助を行います。

事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。

事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めます。

※お客様との信頼関係のもとでサービスを提供させていただいております。誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などのお気遣いをされないうようお願いいたします。

※介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するにあたり、必要な指定居宅サービス事業所等をお客様に選択していただけるよう複数紹介させていただきます。また、紹介理由についてもご説明させていただきます。(サービスや地域によって限定がある場合もあります。)

※医療介護の連携における情報共有に努めます。

- ・お客様が病院または診療所に入院をする必要が生じた場合には、当該病院または診療所に、介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。
- ・指定居宅サービス事業所等からのお客様の服薬状況、口腔機能その他のお客様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、お客様の同意を得て主治医もしくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

- ・お客様が訪問看護や通所リハビリテーション等、医療サービスの利用を希望または必要としている場合には、お客様の同意を得て主治医に意見を求め、作成した居宅サービス計画を主治医に交付します。

- ※障害福祉サービスをご利用されてきた場合は、特定相談支援事業者と連携に努めます。
- ※国の基準を上回る回数你的生活援助中心型訪問介護を位置づける場合には、居宅サービス計画を市町村に提出します。
- ※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりになります。(別紙参照)

### (3) サービスの利用のためのポイント

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	
課題把握の方法	有	独自方式
研修の実施	有	定期的な社内研修、社外研修
マニュアルの種類	有	各種ガイドラインに沿って独自に作成

## 8 ハラスメント対策について

介護支援専門員及び事務員の就業環境が害されることを防止するため、セクハラ防止規定・パワハラ防止規定を定め、法人内にセクハラ・パワハラ相談窓口を設置します。  
適切な指定居宅介護の提供確保の観点から、職場において行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

## 9 虐待防止について

当事業所はお客様等の人権擁護・虐待防止等の為に次に掲げる措置を講じます。

- ・虐待防止の為の指針を整備します。
- ・虐待防止対策委員会を設置し、定期的開催、結果を社内通知します。
- ・虐待防止担当者を定め、サービス従業者に対して研修等を通じて、虐待防止を啓発し、人権意識の向上に努めます。
- ・必要に応じて、成年後見人制度等の利用を支援します。
- ・必要に応じて、自治体相談窓口・関係機関等と連携し、対策を講じるよう努力します。

### 高齢者虐待の相談・通報・届け出先窓口

当事業所の虐待防止責任者

担当 大垣 和子 電話0422-27-6671

高齢者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届け出窓口は下記の通りです。

ご心配がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 0422-60-1846

三鷹市健康福祉部高齢者支援課 0422-45-1151

杉並区保健福祉部高齢者在宅支援課 03-5307-0648

練馬区練馬総合福祉事務所高齢者支援係 03-5984-1670  
高齢者権利擁護センター 03-3344-8628

## 10 身体拘束等の適正化について

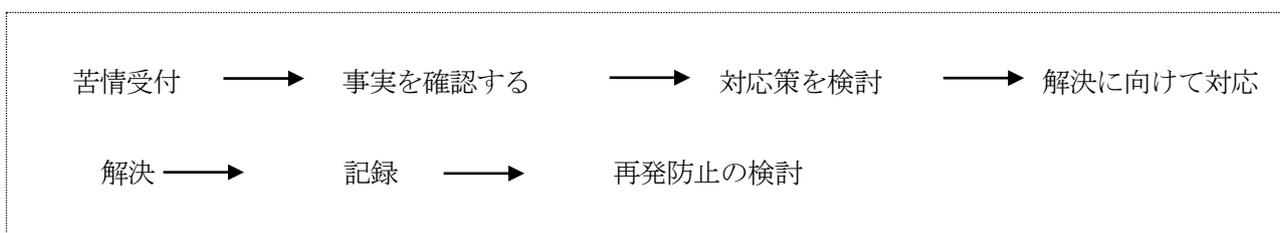
当事業所は、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 11 災害・感染症への取り組みについて

- ・災害や感染症の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。
- ・感染症予防と蔓延防止の措置を講じます。
- ・従業員に対して定期的な研修や訓練を実施し、災害や感染症が発生した場合であっても、業務継続計画に沿って、対応可能な場合のサービス提供の継続や早期の業務再開を図る措置を講じます。

## 12 サービスに関する苦情について

### (1) 苦情受付時の対応の流れ



当事業所のお客様 相談・苦情 対応窓口

担当 大垣 和子 電話 0422-27-6671

### (2) その他（当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

武蔵野市 0422-60-1925

三鷹市 0422-45-1151

杉並区 03-3312-2111

練馬区 03-3993-1111

東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0177

### 1 3 事故発生時の対応

当事業所の介護支援専門員又は従業員が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに、区市町村、お客様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行います。

### 1 4 当社の概要

- ・名称・法人種別 株式会社 アライブ
- ・代表者役職・氏名 代表取締役 竹森 利恵
- ・本社所在地・電話 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目3番2号1F  
0422-27-6671
- ・営業所数 居宅介護支援 1ヶ所  
訪問介護 3ヶ所

上記重要事項について、説明をしました。

〔事業者名〕株式会社アライブ

代表者氏名 代表取締役 竹森 利恵

(事業所名) アクセスポイント吉祥寺ケアプラン (事業所番号 1373300977)

管理者 大垣 和子

住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目3番2号1F

説明者氏名

印

上記内容の説明を受け、了承し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印

(続柄 )